

今月の言葉

成功は運がよかったから。失敗は自分に力がなかったから。

総務部

自動車保険等級割引制度の改訂について

昨年10月より、等級別割引・割増制度が改定されました。自動車保険の等級制度では、保険を使わなければ、1年ごとに等級が上がります(例16等級だった人は17等級になります)。また、一般的な事故(ダウン事故)で保険を使うと3等級下がります。(例20等級だった人は17等級になります)。改定後は、例のように、無事故で17等級に上がった場合と、事故をして保険を使って17等級に下がった場合で、異なる割引率が適用されます。事故有の割引率はその後3年間は適用されることになります。



2013年10月1日～	割 増			割 引																
等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
事故無							28%	40%	41%	43%	46%	47%	48%	49%	50%	52%	55%	57%	59%	63%
事故有	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%

表のように事故で保険を使うと、大幅に保険料が上がってしまうことになります。もし、事故をした場合には、今後の割引率も考慮し、損害が少額ならば保険を使わない方が得になることがあるかもしれません。自身の等級についてよく認識しておきましょう。

※大手保険会社のほとんどで事故有等級は適用されていますが、一部保険会社によっては導入時期が遅れている所もあります。尚、表の割引率は東京海上のもです。

シンセロ有限会社 川口

確定申告のお知らせ

確定申告が下記のとおり実施されます。下記の期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。

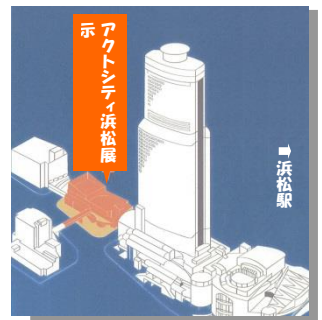
会 場 アクトシティ浜松 展示イベントホール(浜松市中区中央3-12-1)

開設期間 2月12日(水)～3月17日(月)

平成26年2月23日及び3月2日の日曜日に限り、開設しています。

開設時間 午前9時～午後5時

上記のように日曜日に開設しています。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。



2015年4月から派遣法がかわります。

<人材派遣会社全て許可制>

現在派遣会社には2種類の会社があります。

1. 「特定労働者派遣事業」 財務事情は不問であり届出を行えば事業開始ができます。派遣元責任者講習は義務でない為受講してない人もいます。
2. 「一般労働者派遣事業」 厚生労働大臣に決算報告書を提出し、健全な財務事情であることを証明しなければ許可が得られません。派遣元責任者講習は義務です。(健全な財務事情とは純資産2,000万円預貯金1,500万円 社会保険加入等)、又法律を遵守していなければならない。

2013年4月が伸栄総合サービスの一般派遣許可更新の年でありました。社会保険未加入を加入させ4月末には更新の許可を頂き今日に至っています。派遣法改正により2015年4月には派遣会社は厚生労働省から許可を頂かないと皆さんをお客様に派遣できなくなります。

有限会社伸栄総合サービス 代表取締役 加藤 和代